

写

17町監第45号
2017年6月15日

町田市議会議長 吉田 つとむ 様
町田市 市長 石坂 丈一 様

町田市監査委員 高野 克浩
同 古川 健太郎
同 佐々木 智子
同 戸塚 正人

2017年財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者の監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく主管部課の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

2017年財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の管理を行わせているものに対する監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定による主管部課の監査
 なお、本監査は都市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象及び選定理由

(1) 対象団体等

指定管理者	公の施設の名称	主管部課
社会福祉法人 貴静会	本町田学童保育クラブ	子ども生活部 児童青少年課
社会福祉法人 景行会	藤の台ポケット組学童保育クラブ	
特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	大蔵学童保育クラブ	

(2) 対象事務

2015年度（必要に応じて2016年度及び2014年度以前を含む。）に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務

(3) 選定理由

学童保育クラブ事業は、市の重要施策である子ども・子育て支援事業の一つであり、学童保育クラブの利用者数及び事業費は年々増加している。また、2016年9月1日時点で市が指定管理者制度を導入している96施設のうち、学童保育クラブが38施設と最も多くなっている。

以上のことから、学童保育クラブを監査の対象とし、公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか、また、施設が法令等にのっとり適正かつ安全に運営されているかを確認することとした。

なお、監査の結果等に基づく改善対応を求める監査の実効性の観点から、2015年度に指定期間の2年目に当たる施設を選定し、その中から各団体の指定管理料が最も多い施設を監査の実施対象とした。

3 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 設置目的に沿った運営が行われないリスク	ア 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適正に管理されているか
	イ 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか

	ウ 法令及び協定等どおりの職員配置がなされているか
(2) 指定管理業務に係る経理が適正に処理されないリスク	ア 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか
	イ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか
	ウ 利用料金の収納は適正に行われているか
(3) 施設及び学童の安全性を確保できないリスク	ア 法定点検等は適正に行われ、施設の安全が保たれているか
	イ 学童の安全を図る装置等は適切に管理されているか
	ウ 事故発生対応マニュアル等を作成し、運用しているか
(4) 市と指定管理者の連携が十分に行われないリスク	ア 市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか
	イ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか
(5) 市が不正・不要な支出を行うリスク	ア 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか

4 監査の主な実施内容

協定書、収支決算書、出納関係帳簿及び関係書類の閲覧、証ひょう突合、帳簿突合及び計算突合を行ったほか、指定管理者及び主管部課の職員に対して質問を行った。また、施設の安全性を検証するため、対象施設の実査を行った。

なお、監査の実施に当たっては、会計関係書類の検査等を公認会計士に委託し、その結果を参考とした。

5 監査の実施場所及び日程

2017年2月3日から同年5月29日まで町田市庁舎、本町田学童保育クラブ、藤の台ポケット組学童保育クラブ及び大蔵学童保育クラブで監査を実施した。

6 監査の結果

< 指定管理の概要 >

指定管理者の名称	社会福祉法人 貴静会	社会福祉法人 景行会	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
公の施設の名称	本町田 学童保育クラブ	藤の台ポケット組 学童保育クラブ	大蔵 学童保育クラブ
根拠条例	町田市学童保育クラブ設置条例		
施設の設置目的	小学校に就学している低学年児童で家庭において保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため。		
指定管理料 (2015年度)	24,543,569円	22,153,085円	32,558,333円
指定管理者制度の 導入年月日	2009年4月1日	2006年4月1日	2006年4月1日
指定期間	2014年4月1日～2019年3月31日		
指定管理者の 募集方法	公募		
利用料金制の 有無	有(特別育成料は指定管理者の収入とする。)		

< 指定管理料の推移 >

(単位 円)

公の施設の名称	2012年度 (決算額)	2013年度 (決算額)	2014年度 (決算額)	2015年度 (決算額)	2016年度 (年度協定額)
本町田 学童保育クラブ	23,676,552	24,605,521	24,986,851	24,543,569	25,393,000
藤の台ポケット組 学童保育クラブ	18,946,460	18,932,055	19,178,699	22,153,085	22,408,270
大蔵 学童保育クラブ	27,765,200	28,494,600	30,976,000	32,558,333	30,431,000

(注) 2012年度及び2013年度は、前の指定期間における当該施設の指定管理料を参考として掲載している。
また、2016年度は、2016年4月1日時点の年度協定額を掲載している。

指定管理者及び主管部課の公の施設の管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、施設の安全性については、各施設において防災、防犯対策や学童の事故防止対策が講じられていたほか、災害、事故等の発生時に備えて対応マニュアルが整備されており、学童の安全を確保するための取組がなされていることが確認できた。